

平成 30 年度 第 4 回東大阪市地域福祉専門分科会、地域福祉計画策定懇話会
議事録

開 催 日 時	平成 30 年 11 月 27 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
開 催 場 所	総合庁舎 1 階 多目的ホール
出 席 者 (委 員)	・ 地域福祉専門分科会 - 新崎委員、江浦委員、遠藤委員、高橋委員、滝川委員、永見委員 - 西島委員、森田(信)委員 ・ 地域福祉策定懇話会 - 瓜生委員、梅津委員、小川委員、杉本委員、地村委員、西野(要)委員 - 西野(弘)委員、森田(興)委員、米田委員
事 務 局	山内福祉部次長、和田福祉企画課長、井坂生活福祉室次長、森障害施策推進課長、 巽高齢介護課長、福永地域包括ケア推進課長、大川子ども家庭課長、 中崎社会福祉協議会常務理事、竹林社会福祉協議会事務局次長、 福祉企画課 伊藤主任、入江主任、井上係員
議 題	(1) 第 5 期地域福祉計画の素案について (2) その他
資 料	・ 第 5 期地域福祉計画素案 ・ 会議次第 ・ 委員名簿 ・ 今後のスケジュール表 ・ C S W活動報告書

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
会長	○開会のことば ○資料確認 これから議論進行していきたいと思います。 先日、事務局と社会福祉協議会の方と一緒にこれからの地域福祉計画、活動計画をどうしていこうかという打ち合わせをいたしました。3点ほど今回の計画の特徴を考えさせていただきました。 まず1点は昨年2月に「我が事・丸ごと」地域共生社会創造本部というなかたち、それからまた社会福祉法の改正があり、地域福祉計画を上位計画にする、上位計画という大層ですが、福祉の総合計画、ベーシックというかたちの位置付けということが考えられます。そういう意味で今回は高齢、障害、児童、生活困窮、いろいろな専門職の方、行政の方々に来ていただきながら、今回の計画では以前にも増しているいろんな分野を横串に刺すような、網羅する計画が求められるのではないかとというのが1点です。 2つ目は専門機関のネットワーク強化というところかと思います。CSWは後でご発表いただこうと思いますが、現計画から今回の計画にかけて地域包括支援センターは22に増やして地域包括ケアの充実ということで地域包括支援センターの充実を謳っておられます。それから障害分野では基幹相談支援センターレピラができ、また各リージョンに7つの委託相談支援センターができました。そういったかたちで障害福祉も広がりを見せています。 それからまた児童分野ではスクールソーシャルワーカーとコミュニティソーシャルワーカーの連携会議も企画されているということで、今回特に専門機関のネットワークの強化も重要ではないかと思います。 そういう意味で今までの課題、解決型の支援、それぞれの対象別の課題、課題解決型の支援から社会福祉法の改正の中で、いわゆる日常生活で福祉サービスを必要とする地域住民及び世帯という文言が入ったところで、ファミリーサポート、つまりそれぞれの領域だけでやるのではなく、そういった家族全体をサポートしていくような仕組みづくりというところでもネットワーク強化が必要になってくるのではないかと思います。 もう一つ、それは今回の委員の皆さま方の中にも重複すると思いますが、地域福祉活動計画と本計画の目的の違いの明確化というところもやはりこれからの課題として挙げさせていただきました。 つまり地域福祉計画は行政のベーシックの計画として網羅していくというところ。地域福祉活動計画の場合、今回のアンケートで、前回もご発表いただきましたように住民参加というのが10年前の15パーセントから1桁に落ちているという状況の中で、住

	民参加というキーワードで地域福祉活動計画は特徴的に重点項目を挙げて考えていくというように網羅する計画と、そして重点的に住民の方々、市民の方々を巻き込んでいく計画というような明確化を図る必要があるのかなと打ち合わせの中で話をさせていただきました。 そういった話し合いの中で素案を委員の方々のご意見を受け止めて作らせていただきました。まだまだ足りない部分があると思いますので、まずは素案の説明を事務局からお話しいただき、その後、委員の皆さんから質疑応答をできればと考えています。 それでは事務局から説明をお願いします。
事務局	議題（１）第５期地域福祉計画の素案について説明
会長	全体的なご説明をいただきましたが、各委員の中でここについてもう少し詳しく聞きたいとか、ご意見があれば積極的に手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか。
委員	前回、保護司の立場からいろいろ発言させていただきました。それで感謝と、その感謝に連続してのお願いということで２点申し上げさせていただきたいと思います。 まず 75 ページ、第 7 章 3 隙間のない支援体制づくり、についてです。隙間のない支援体制づくりということについて、現在、行われている福祉計画の中にも一部、こういう言葉が書かれていたように思います。刑務所出所者などへの情報提供、支援が必要とされていると書いてあります。ということで、課題として挙げておられたのですが、まだその実行案、具体案が第 4 期には書かれていなかったのが、今回の第 5 期で具体的に取り組むということで、77 ページ④権利擁護の強化というところの下のほうに矯正施設出所者の更生保護への取り組みや就労の場の提供により、社会復帰を支援しますということが書かれていますので、非常に具体的になったということで更生保護に関係している人間として大変感謝しています。 そこでこれに関してここにいらっしゃる皆さま方にお願ひがあります。犯罪や非行をした人に対する更生保護という取り組みですが、これは非常にプライバシーの問題があるので、公には動けないという、非常に制限された動きになりますので、就労支援や就労がままならないとか、住居が確保できないということで再犯に至ってしまうケースが多いということを前回申し上げましたが、そういう状況なので、犯罪や非行した人の支援、それから非常に難しい公にできないことをしている更生保護関係者への理解、協力をお願いしたいということです。 今度は提案のほうですが、64 ページ、第 6 章 2 安全・安心な福祉のまちづくりについて提案させていただきます。更生保護関係者というのは、地域の安全・安心を守る取

	り組みを5年、6年前から一所懸命やるようになったと思います。というのは、以前はプライバシーの問題もあり、あまり積極的に表立ってしてはいけないという立場から、今は随分と積極的に極秘にしなければならないところと公に動いていいところときちんと2つに分けて運動するようになってきました。 ですから古い考え方になると、新しいほうの安全・安心の福祉のまちづくりの活動に関してほとんど理解をいただいていないかなという感じがします。毎年4月に実施している社会を明るくする運動についてもまちづくりの安全・安心ということが根本になっています。特に具体的なことは別にして、この福祉部さんにも相当、こちらの安全・安心という社会を明るくする運動について保護司の活動について協力いただいています。また野田市長もこうした運動に積極的に出てきていただくようになっているということです。 という観点から申し上げたいのは、この素案の64ページ、1安全と安心の確保の現状と課題の部分ですが、この辺の言葉。それから先ほど説明いただいた言葉の中に街路灯の設置だとか、市民パトロールとか青少年の健全教育とか防犯カメラとか夏休みにおける青少年の非行防止、その他、中学校とのいろいろな活動ということを積極的に書かれていますが、保護司もそのような活動をしています。社会を明るくする運動を積極的にやっていますし、学校との連携活動で、犯罪防止、青少年の非行防止ということで相当積極的に動いていることをこの項目の中に何とか加えていただきたいなということです。 これと全く同じことをわれわれは、私はもう保護司ではございませんが、やっておたということを声を大にしてここでお伝えしたいと思っています。 またそういうことを若干評価していただいたのではないかと思いますのは、この39ページ、私の手元に前もっていただいたものと今回のものがちょっと変わっていますが、この中に最も身近な福祉のネットワークの中に保護司会を入れていただいています。そういう意味でそれなりのといいますか、昔と違って相当認識していただいているのだなという感じがします。
会長	保護司の方々の役割が非常に大きいということは本当に存じ上げております。64ページの文言に保護司の方々の名前を入れるということ。もう一つはご質問ですが、65ページに保護司さんの活動を追加するのであれば、施策の展開のところに入れるのか、それとも住民のインフォーマルなところに入れるのか、難しいところなのですが、どこに入れたら一番適切なのか教えていただけたらと思います。
委員	今すぐには答えにくいのですが。
会長	各領域の、分野でやっておられるところを網羅しながら東大阪ではどのような取り組

	みがそれぞれのところでできているのかというのを見せながら、これから継続点検の中で重なりあっている部分についても整理していこうとか、足りないところについては強化していこうかという思いで、今、まだ入れてもらっていませんが、行政のほうで各課にご自身でどれに当てはまるのかということを書き出してもらっていると聞いています。また検討してご提案いただければと思います。
委員	何となく言わせていただければ、65 ページの①～③となると①に入るのではないかと思います。防犯ではありませんが、どこかに入れるとなると①になるのかなと思います。
会長	他にご意見ありませんか。今日の資料の中にコミュニティソーシャルワーカーの活動報告書も入れていただいていますので、C S Wについてお話しいただければと思います。
委員	コミュニティソーシャルワーカー連絡会から来ております。本日お配りいただきました活動報告書ですが、これは毎年C S Wでデータ化して作成しているものです。この計画の中で地域福祉ネットワークの強化であったり、隙間のない支援体制づくりに特に関係するところとして参考資料としてご提示しています。 活動報告書の 10 ページをご覧ください。相談件数と主な内容についてということで表を提示しています。平成 18 年度、これは東大阪市においていきいきネット相談支援センター、C S Wが配置された年度です。こちらの相談件数の合計が 290 件となっていて、平成 29 年度の合計が 1,227 件と、平成 18 年度と比べて 4 倍という件数が上がってきています。 それから次に 13 ページ、14 ページには相談内容ごとに統計を取っているデータを掲載しています。こちらの 14 ページには合計を掲載しています。平成 18 年度が 1,089 件、29 年度が 5 万 179 件と、こちらのほうは 46 倍の増加となっています。ざっくりした説明になりますが、1 件あたりに対する相談内容が複合多問題化していて、すぐにサービス利用につながらないケースの増加がうかがえます。 先ほど会長のほうから冒頭に専門職の専門機関の充実等のお話がありましたが、現行 C S Wは市内 13 名の配置となっています。今後、こういった統計からも見えるようにさらなる充実を図る必要があるのではないかと考えていますので、こちらのほうもぜひご検討いただけたらと思います。
会長	受付件数は 4 倍しか伸びていないと思っていただけたらと思いますが、その中で内容が 46 倍というところで、これは他市の場合、受付件数だけで評価すると本当に件数を伸ばすために薄く、広くというかたちになってしまうということがすごく怖いので、私

	も 18 年から関わらせていただいて、統計の時には、いわゆる一つの相談の中の複合多問題化、それから世帯間の中での問題ということについて可視化できるようにというかたちでこういった統計を出させていただいている次第です。 それから活動報告書の 12 ページ、以前までは 80 代から 60 代、いわゆる高齢者のところが 6 割、7 割を占めていたのですが、約 50 パーセントで、高齢者施策はそういう意味で言うと、地域包括支援センターが積極的に関わってくれているところもあり、適正なところに近づけつつありますが、まだやっぱり見ていただければ 20 歳未満、つまり児童福祉というところとの連携がまだ弱い状況の中で子どもの貧困やいわゆる貧困の連鎖というところの課題が山積しているのご理解いただけたらと思います。 C S W は、統括の 1 名を含め 14 名おりますが、相談職は C S W だけではなく、障害者の委託相談支援センターも 7 ヶ所となり、より身近になったということで、相談ニーズがかなり上がってきて大変ということも自立支援協議会の会議の中での懸案事業となっている中で、専門職の充実とネットワーク化がとても大事だなということは痛感している次第です。 皆さん方からどのようなご意見、角度からでも結構ですので、ぜひ積極的なご意見をお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。
委員	私のほうからは、素案の 63 ページ、⑤災害ボランティアなどの育成について。東大阪市の消防署には消防団という組織があります。私も消防団として 25 年ほど務めましたので、例えば、川の氾濫の際にも出ていきますし、高齢者がいなくなったということがあればマイクを使って探しにいらいますので、既存の組織、特に市にある組織ですのでご活用いただければよろしいのかなということが 1 点。 それから 76 ページ、②外国籍住民への情報提供・相談対応の充実ということですが、やはり外国籍の方も相当増えてきておられます。それからわれわれ保育園、認定こども園でもお預かりする子どもの数も増えてきていますし、働き方改革とか外国人労働というところからすると、これから計画が実施される頃にはどんどん増えてくるという、単なる窓口ではなく、同じ市民としてのネットワークというか、そうしたところをもう少し広い視野で見ていただけるといいのかなと思っています。さらっと読んだだけなので、ところどころには出てきますが、外国籍の方ということがわれわれ同じ市民であるという視点から見ていただけると、実際にここに住んで生活しておられますので、そうしたことを見ていただければよりありがたいのかなと思います。以上です。
会長	例えば、網羅するということかというと、認定こども園での取り組みをこういったところに書き込むことは可能でしょうか。
委員	はい。当然、外国籍の方もいらっしゃいますし、中国人の方が多いのですが、ラグビ

	一選手の子どもさんが1年ほど通われるということもあります。そういう方は一時的ですが、労働者として3年、5年という停留型の労働力の確保になってきていますので。
会長	社会教育とかの分野で日本語教室といった取り組みもこういうところを書けるといいかもしれません。
委員	個別の話になると、大阪樟蔭女子大学ではサークルを作られたり、冊子を作ってお配りになられたりしています。
会長	それぞれのお立場から、今回、なかなか議論できる時間や日程を取れませんので、この際ですのご質問でも結構ですし、ご意見をお聞かせいただければと思います。
委員	素案の39ページの図について、前回の話を踏まえて修正を入れていただいたというのですが、細かいことで申し訳ありませんが、中段の地域包括支援センターの枠のところ、これは中学校区にうまくかけていただいているのかなとも思いますが、社会貢献支援員は厳密にいうと、府社協さんの職員さんです。
会長	これは小学校区のところに入れたほうがいいでしょうか。
委員	東大阪市に2名の配置ですから、リージョンごとというわけでもありません。種別問わず対応いただいているので、そういう意味で、施設で取り組んでいる社会貢献事業もスマイルサポーターもそうですが、私たちの活動は自分たちの種別にこだわってやっているわけではありません。当然、専門でない時はつなぐことはします。ですから生活困窮も対応しますし、お母さんの困窮や親の介護や障害にも対応しますので、書き方が難しいのですが、ちょっと対応が難しいのではないかと思います。
会長	右の縦の軸に入れたらいいのでしょうか。具体的にどうしたらいいのかが分からないのですが。警察・消防署、医療機関や就労支援機関、社会福祉士、弁護士というところに入れたらいいのでしょうか。
委員	そうですね。種別を越えて対応しているというところに置いていただいたら。
会長	それぞれをもう少し薄くして社会貢献支援員・スマイルサポーター等というかたちで枠を作るほうがよりよいということですか。
委員	スマイルサポーターはそもそも保育所、認定こども園にいますよね。

委員	はい。オール大阪の社会貢献事業の枠を作ってもらほうがいいでしょうか。
会長	社会貢献事業という枠を作ると。
委員	大阪府社協がしている社会貢献事業という枠を一つ作っていただいて、その中にいわゆる社会貢献支援員、スマイルサポーター等ということで幅を持たせてくくっていただくと、いわゆる社会福祉士・弁護士・専門職と同じところに入れるかなと。われわれも保育でも、保護者のお迎えが遅いということで話を聞いてみると、ちょっと親の介護をされていてそちらを回ってから来たということが分かって、そういうところからつながることもたくさんあります。そういうほうが理解しやすいということではないかなと思います。
委員	そのほうが実態と合っているかなと思いました。やっぱり施設ＣＳＷも入れて、社会貢献支援員・施設ＣＳＷ・スマイルサポーターとしてください。
会長	せっかく大阪が誇る社会貢献事業ですから入れておいたほうがいいですね。
委員	もう一点だけお願いします。横串の話ですが、今、仕組みとして縦割りにになっていないのが生活困窮者支援法の関係と今回の成年後見の利用促進法の関係だと思います。今回の地域共生社会の考え方を反映してできている制度だと思いますが、それを踏まえて地域福祉計画を策定する。その地域福祉計画の中に成年後見の利用促進が入ってきているのはすごくいいことだと思いますが、なぜ成年後見の利用促進をするかという、権利をしっかり守っていく、支えていくからだと思います。その中ですごく大きな権利侵害として虐待があると思いますが、今、虐待は高齢なら高齢、障害なら障害と別々に対応することになっています。子どもは家庭児童相談所なので難しいのですが、他の市町村のように高齢と障害を一緒に対応するといったことはできないでしょうか。
会長	その辺いかがでしょうか。議論されたとか、これから検討してもいいなということはあるですか。
事務局	福祉部の中で障害と高齢者の虐待対応について組織としてどうあるべきかという議論はこれまでされてきていると思っています。ただ、なかなか本庁と福祉事務所の役割の切り分けの整理がありますので、今、検討中といいますか、一緒に考えるべきという方針は持っています。どう整理をすればいいかというところを検討しているところです。

委員	今計画には間に合わないでしょうか。
事務局	そういった課題を提示していただいて、検討を今後進めていく、加速させるようにこの計画で位置付けをしていただければもっと考えていけるかなと思います。
会長	今回計画を立てているのは 5 年後にどうあるかということだと思います。今作った時に、じゃあ一緒にやれているかではなく、今、書きぶりとして事務局と相談していけたらいいのは、統合についても検討していくという、そういったレベルの文言なら書けると思いますので、そういうかたちでご検討いただければと思います。 そういった大切な質問、ここはどうなっているのかというご質問でも結構です。いかがでしょうか。
委員	素案 39 ページのネットワークの図について、真ん中の包括的な支援体制の構築の横、市民後見人が右の端にいるのはなぜなのでしょう。それから、市民後見の人の活動の支援は社協ではないのでしょうか。 もう一つ、支援体制の構築の丸の中で、(仮称) 成年後見支援センターに市民後見人が入っているのか、ひょっとしてこれが今後、成年後見の利用促進の中核機関というものをイメージされているのか、ちょっといろいろ考えてしまいました。
会長	その図の説明というかたちでよろしいでしょうか。それはいかがでしょうか。
事務局	市民後見人についての質問ということですが、こちらは第 4 期の計画をそのままスライドした状況になっていますが、市民後見や成年後見の制度は分野をまたぐものということで右側の列の中に列挙されています。(仮称) 市民後見支援センターについては、社協でやっていただいている市民後見人の育成の部分のセンター機能をイメージして記載しています。 第 5 期の計画にあたり、現在調整中の中核機関の機能等について、仮に社会福祉協議会が担うことになったら、そういう機能を持ったものとして位置付けることも考えていますので、これをどのような位置付けにするかは成年後見のほうの検討の進み具合にも関係してくるのかなと考えています。
委員	右の市民後見人という枠のところが (仮称) 成年後見支援センターの中に今後入ってくる可能性はありますか。
事務局	そうですね。

委員	分かりました。
委員	そうしたら包括的な支援体制の構築の中、つまりリージョンの下の図の大きな丸の中に入っているものは種別を問わないということでもいいですか。
会長	問わないといいますか、老人センターとか各分野もあるのですが。
委員	将来、そうなっていくのも大事な事かなと思います。例えば、基幹型地域包括支援センターも現状は高齢に限って行っておられると思いますので、そういう意味でもう一度整理する必要はないでしょうか。
会長	どういった市域でのネットワークがあるかということを示していると私などは考えています。現在のこの図のデザインにはそこまでの意味はないのかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。
委員	この図は前計画のものを参考に使っています。正直、今、さまざまご指摘をいただいた中身のところで変更が必要であると考えていますが、この部分はこれでいうかたちでさせてもらっています。改めて検討させていただいて、新崎会長、福祉企画課の皆さんとご相談の上、この図は社協の地域福祉活動計画でも活用させていただきますので、十分精査させていただきたいと思っています。
会長	社会福祉協議会の枠組みみたいなところで。
委員	修正をして分かりやすく区別させてもらおうとは思っています。
会長	他にいかがでしょうか。
委員	素案の 38 ページの 3 行目、最も身近な福祉のネットワークを『小学校区』とありますが、実際、いろんな困り事、いろんな活動は自治会が中心になります。私も自治会の女性部長であり、連合女性部長ですが、自治会自体が 1 小学校区に 8 自治会あります。多いところでは 20 あるところもあります。だからそれぞれの自治会の特徴というか、特性というか、地域性もありますが、それに合った活動は全て自治会が中心です。環境問題にしてもそうですし、防災にしてもそうですし、自分たちの住んでいる地域を安全な地域にしようとするのも自治会が中心で、例えば、防犯灯もそうですし、全て核になっているのが自治会です。

	だからこの文言はこれでもいいと思いますが、やはり自治会の活動が強化されるということも、この前申し上げた自治会加入といった促進していくということが全てここに入ってくるのではないかなと思います。 だからそこで起こった困り事とかそういうことには地域包括支援センターのほうにもお願いしますし、またそういうことを引き出してくる活動が校区福祉委員会の小地域ネットワーク活動や介護予防事業などがそこに入ってきます。だから本当に動いているのは自治会だということです。私はいつもそう思っています。ネットワークの協力員であり、また自治会の役員であり、そして自治会を構成している老人会であり女性部でありというように、各単位、小さな単位で降ろしてきた活動を丁寧にやっていくことが小学校区の大きなつながりになっていくのではないかと、私はそういう考え方です。 別に書いていただかなくてもいいのですが、そういう気持ちでちょっと述べさせていただきました。
会長	実質的には最も身近な福祉課題を発見したり、それに対応するのは自治会であるということをも明記していくかどうかということですね。
委員	前回、自治会加入促進というふうに言いましたが、やっぱりたくさんの方に自治会に関心を持っていただくことによって、地域福祉にもっと関心が深まっていくのではないかとと思っています。
会長	検討していただければと思いますが、実質的には最も身近な福祉の課題を発見し、解決していくのは自治会ですが、いわゆるその中に専門職や当事者、団体が入りづらいので、そういった小学校区というところで一番身近な組織体としてやっていくという、それは書けそうですか。そこまで自治会がやったら他のところがどうなるんだという声が出てくるということがあるのかもしれませんが。
委員	委員のところはそういう地域だと思いますが、45の校区自治連合会があって、その中で福祉に関する活動をされているところが自治会と全く同じ組織体のところもあれば、そうでないところもあります。市域全体の計画の中で特定の団体をピックアップするのはちょっと難しいかなと。おっしゃることはよく分かりますが、取り立てることによって活動されている方が読まれた時にモチベーションを下げてしまうようなことがあれば控えたほうがいいのではないかと思います。
会長	地域福祉活動計画でその辺のところもどのように書くか、活動計画だったらそれぞれ書き分けることが可能か検討ください。ただ、地域特性もあって、動いているところと動いていないところがあるので、動いているところだけで取り上げると他のところが負

	担感を持たれたりというのもあると思います。 その辺のところは計画の中では難しいところなので、今おっしゃっていただいたように配慮はさせていただきますが、あまり突出していくと、他のところからも難しいということですね。
委員	民生委員の担当地域も自治会単位です。小学校区ではなくて自治会の単位です。私も保護司をさせていただきましたが、保護司は中学校区でだいたい何人とかになります。民生委員の場合は自治会です。確かに地域の特性で動かれる状況も随分違うと思います。広さも違います。丁寧に活動しようと思ったら自治会です。
会長	その辺は活動計画の時に自治会の役割の大きさをお伝えできるようなかたちに一度検討したいと思います。
委員	同じようなことですが、例えば、地域包括で依頼があつて対応する場合でも、校区で対応することではなく、それぞれの自治会と対応するというか、連携したりしていくので、おっしゃる通りで、中学校区というのは範囲とかまとめとしてはありますが、実際は小学校区だし、その小学校も実際は自治会ですね。
会長	もっといってご近所ですね。そういうことだと思います。だから単位としてどう考えていくかという時に、今はリージョン、東大阪の場合は市域、東中西、それから各リージョン、そして中学校区小学校区という、それから細かくする時が難しいと思うので、その辺を議論させていただけたらと思いますし、こちらで活動計画の時にもう少し地域活動という、アクションのところで議論していただくということで、今回、地域福祉計画の場合はまんべんなく、今やっておられる取り組みを可視化していくというかたちにしたいと思います。 他にいかがでしょうか。
委員	福祉避難所のことですが、今、外国籍の方がすごく多くなられています。福祉避難所というのは福祉事業所が担っているところがたくさんあると思いますが、職員は日本語しかできないので、対応はどうしたらいいかとすごく悩んでいます。急に福祉避難所に当事者の方が避難されて来ても対応できません。事業所にも外国語が対応できるように強化したほうがいいのではないのでしょうか。
委員	福祉避難所というのは一般の避難所に避難された後、こちらへどうぞというように適性を見られて福祉避難所に入ってこられるので、その時点でルール上は選択があると思います。例えば、福祉避難所でも特別養護老人ホームと認定こども園とは対象が違いま

	すし、施設のつくりが全然違います。いろんな方を福祉避難所がオールマイティで受け入れるものではありません。例えば、障害のある子どもさんであれば保育園で受け入れますが、高齢者は設備が対応できませんので、一時的なバリアといいますか、選択があるのが現状です。 実際に特に夜中といいますか、太陽が出ていない時に災害が起こった場合、明かりがついている所に人が集まってきます。ですから保育園は 24 時間非常灯がついていますので、一瞬明るくなります。そうするとみんながそこに集まってきて、どうしようかというのが一時的な問題かなとは思いますが。
委員	福祉避難所の扱いを東大阪市は公表していませんし、トリアージしてからのことだとは聞いていますが、障害のある人が災害に遭った時にどうしようと思うと思うんです。福祉避難所の迅速な開設とかもお願いしたいと思います。
会長	外国籍の方にとっては、逆にいうと、言葉が通じないからということだけで分けてしまうのではなくて、やはり同じ共生社会ということであろうと、避難されたところでなかなか難しいですが、例えば、言葉が分かる方々が関わっていただいて、一緒に避難する中で関係を作っていくという方法も一つだと思います。それぞれ細かいところまで対応別、対象別にしてしまうのはあまり賛成できないなとは思いますが。その辺は障害のところでお話しさせていただくということかなと思います。他にはいかがでしょうか。
委員	障害者の立場で発言いたします。全体的には障害がある人たちが暮らしやすいまちにしていこうという取り組みがすごく丁寧に書かれてあってありがたいなと感じました。 素案の 46 ページ、多世代が集う場づくりの②当事者との交流、多世代交流の促進のところで、どこをどのように変えたらいいか分からないのですが、障害者に対する理解を深めるためのイベントであったり、交流はもちろん必要なことですし、ないよりはあったほうがもちろんいいのですが、それ自体がそもそも離れていることが前提になっていないかなというのが印象としてありました。普段は接する機会がないからイベントが必要だとか、交流が必要だとなっているならそのことが目的ではなくて、普段からインクルージョンされていることを目指すということがあればいいなと思いました。 私は普段、知的障害の方と関わっていますが、知的障害の方が同じ市民として力を発揮する場であったり、障害があるからこんなことができないから助けてあげようという立場だけではなく、こういうこともできるとか、障害があるからこういうことを感じて発信できるんだなということを市民の人たちに伝えられる場があったらいいなと感じました。 これをどこにどのように書いたらいいのかは分からないのですが。

会長	もしよろしければ後でも結構ですが、どのように書いたらいいか事務局の方にご提案いただけますでしょうか。相互実現型自立ということもあって、例えば、「我が事・丸ごと」の時にはケアリングコミュニティという言葉を使ったりして支援する側、される側という関係を越えて共に生きる社会ということが大切ですという前置詞の中で、それをより実現するために、という、前置詞というところで、そういったことを書いていくのもいいと思いますが、もしよろしければ委員のほうからご提案していただいても結構ですし、事務局にお任せというかたちでよろしいでしょうか。
委員	地村さんからも意見があれば。
会長	何かご意見ありませんか。
委員	そうあったらいいと思いますが、先ほど、おっしゃったように、もともと分かれていることが前提だから、交流しないといけないということが僕らからすると、そこがそもそも間違っているなというところでずっと活動してきています。だからよりインクルージョンな地域づくりになるようなかたちに全体的な項目がなっていくべきだとは思いますが。ただ今はいい言葉が浮かびませんので、また考えられたらと思います。
会長	文言を削除するのもおかしいですね。
委員	これはこれであつたらいいと思っています。ただ、どこかに何かを付け加えるのか、大きい見出しのページにそういう社会をちゃんと作っていくんだということをもうちょっと入れておいてもらうか。
会長	思いを持った人が書く言葉と、書いておかなければならない、網羅しなければならないというところとは違うと思います。
委員	いいパスはいただいているなとは思いますが、何とか頑張ろうとは思いますが。
会長	キャッチボールしながら、当事者との豊かな交流とかそういうかたちで書きながら、当たり前に関わっていかなければならない部分ですが、その辺のところ、私もすぐに頭に浮かびませんので。
委員	また考えます。僕も今回、この計画の会議に初めて出席して、自分は障害の分野から代表してこさせてもらっていて、どこまで障害のことを言ったらいいのか、正直、控えめにしているつもりです。全体的な項目はどうしても社協さんと高齢者の方の関連して

	いるような内容が7割、8割なのかなという感じで見ていて、その次に子どもの区分が入ってきて、どうしても障害の部分がちょっと弱いと。それはもう一方の障害者プランとか障害の計画のほうでちゃんと意見して、それを東大阪市と一緒に作っていけばいいのかなと思うのですが、このところにも、どの程度盛り込んだらいいのかバランスがよく分からなくて。
会長	今回、いろいろご意見をいただいて、それを全部書くかどうかはいろんな領域を横串に刺す時にすぐにはできません。逆にいうと、遠慮するというよりは、せっかく当事者として入ってきていただいて、自立支援協議会を代表して入ってきていただいているのなら、こういった視点も必要ではないかという意見は聞かせていただいたら、それについてはそれが計画に必ず載せますという約束はできませんが。
委員	今回の計画に載せてもらわなくてもいいのですが、例えば、今回のものだったら10ページのところに高齢者関係で要介護認定者の数の推移といった部分は別で載っているけれども、障害支援区分が1から6まであって、そういう人たちの推移が、ただ単に手帳だけの推移ではなくて、実際にどれぐらいの数の方がサービスを使って生活されているのか。必ずしも手帳をもらっている方が全てサービスを使っているわけではないとは思いますが、そんなデータも載せていたほうがいいのか、それほどでもないのか、その辺がよく分かりません。
会長	どれぐらいのキャパになりそうですか。
委員	それほどでもありませんが、同じように高齢者の認定者の数が出ているんだったら、障害のほうもこれぐらいの数がありますよといったことを出せますので、載せておいてもらったら参考にはなるかなと思います。
会長	外国の方の状況を見ていると、障害のある方の状況も9ページに載っているのでしょうか。
委員	手帳のところしか障害者に関する情報のデータは載っていませんので。
会長	今回、委託相談支援センターに移ったところの変化はあったほうがいいのでしょうか。
委員	知らない人がこれだけ見たら、地域の相談員というのはコミュニティソーシャルワーカーを中心に動いていると思うのではないかと思います。実際は、高齢は高齢で地域

会長	包括支援センターの方が動いているし、障害も委託相談支援センターの方が動いていて、実際、CSWの方と連携を取りながらそれぞれの方がやっていますが、どちらかというと僕ら障害の相談員は認知度が低くて、相談支援も非常に認知度が低くて、一般市民の方にしたら何をしてくれるところなのかということがずっと続いていて、かといってあんまり認知度が高まって忙しくなりすぎても困りますが、そんな状況です。 70 ページに専門的な相談窓口の基本強化と書いてあります。そこに多分、基幹型と委託型というところで3カ所だったところ、3区分で委託相談をやっていたのが各リージョンにやったというようなことがここに書けると思うので、そこは障害福祉のほうで、70 ページのところで専門相談の機能の強化というところ、児童のほうも、ここにいわゆるスマイルサポート事業を入れるのでしょうか。それは違うのでしょうか。専門相談ですから入ってもいいのかなと思ったりもするのですが、こういったところに今、どんな東大阪が取り組みをしているかということを網羅して行って、重なり合っているところについては5年間で整理していくとか、足りないところについては強化していくとか、継続点検、PDCA を最後に書いていただいているというのはそういう意味だと思います。 今までの計画というのは、できあがったらそれで終わりみたいなかたちで次、5年後という感じですが、今の変化を書いて、それから5年後にどんなふうに変化していきたいかということの5年間の計画だということで行くと、そのあたりに基幹相談支援センターを書けると思います。
委員	空白になっているところは、今あるものが入るということですね。
会長	今のところ。
委員	求められていることとか、これから新たに必要なことといったことは、どちらかというと課題のところに書かれるということだと思います。
会長	そうです。
委員	それでいくと、例えば、48 ページ、②担い手の育成とありますが、今、福祉業界は担い手不足がずっと言われているのですが、ここでの書かれ方はあくまでも地域の福祉の、どちらかというボランティア的な人をどのように育成していくかということですが、もうちょっと後のほうのページで福祉の専門職の担い手不足が深刻なので、それについても入れておいてもらいながら次の5年に向けてといったところで、何を考えて取り組んでいけるのかといった部分で、その辺の言葉を入れておいてほしいと思います。

会長	今、介護や福祉に関わる人材がすごく厳しいですね。
委員	ですから施策で人をどうこうというのはなかなか難しいとは思いますが、ただ、今、課題にはなっているので、単なるボランティア育成だけではなくて、専門職のほうもいるかなと。 それから全体的には非常に前向きなことを書いていただいていると思いますが、33ページに6つの課題を元に今後5年間取り組んでいくという中で、5番目、フォーマルからインフォーマルへまでというところで、法制度に基づく公的な福祉サービスでなく民間の事業所や企業が実施する事業やボランティアなどの取り組みが必要ですよということはもちろんですが、ただ、法制度に基づく公的な福祉サービスの充実というのもまだ足りていない部分がありますので、法制度に基づく公的な福祉サービスの充実も図りつつ、といった書きぶりにしていただけたらと思います。 全体的には市民やボランティアの力を活用しながら地域がお互い助け合っていこうという雰囲気に反対するわけではなくて、実際にそういう方たちに手伝ってもらわないと多分やっていけないだろうなということは感じているのですが、もう一方で法制度に基づいた、ちゃんとしたセーフティネット的な部分はボランティアでどうしようもできない部分も出てくるので。
会長	では、「法制度に基づく公的な福祉サービスの充実を図るとともに」というようなかたちでどうでしょうか。
委員	そんな感じでいいです。
会長	検討していただけたらいいかと思います。私もその辺は同感です。
委員	76 ページ、①にセーフティネットのことが書かれていますが、特に障害の分野はたくさんの方が福祉サービスを使いながら地域で自立生活をされていますが、その分緊急対応が非常に多くなっています。週末の対応など、今日言って今日何とかしてほしいといった部分の受け皿が非常に不足しています。障害関係の相談員の方はそれに四苦八苦していて、どうにもならないという状況もよくあります。今、いい言葉が浮かんでいるわけではありませんが、セーフティネットの部分で措置的に行政のほうで何かしら最終手段はこうだというものを持っておいてもらってはじめて民間の相談員がぎりぎりのところまではいろんなところにつないで支援を頑張ることはできるのですが、それが本当に打つ手がなくなった時に、私たちは最終無力になるので、そうなった時に地域のいろんな社会資源を持たれているような事業所さんと日頃どんな話をしながら、どう受け

	入れしてもらえそうな仕組みを作っていくのかというところは何か考えていただけたらと思います。
会長	そういう点も検討していきたいと思います。
委員	先ほどの世代間交流についてですが、個人的に障害のある子持つ親からすれば知っていただきたいというところもあると思っています。というのは、わが子もそうですが、小学校までは一般の学校に行っていて、中学校以降は支援学校に行ってしまうと、仕事を始めて作業所に行きだして社会に戻ってくるというかたちになると、電車に乗っても急に手をたたき出す、急に声を出すという行動が出てしまうと、周りはびっくりされるばかりであって、そうした障害者のことを知っていただくという機会を設けることが大切なことなのかなと思います。 それから 63 ページ、災害の避難所のところで、備品のことでお願いしたいのが、アレルギー食です。子どもだけではなく、大人の方もそうですが、アレルギー食の方は避難所の食事だけではまずまかなえません。そうした時に非常食で除去食までできないというのが現実だろうと思います。そうした時にアレルギー用の非常食もございますので、私どもなどは認定こども園ですので、子供用の分量でアレルギー食の対応食を 2 食分は用意しています。そうしたかたちで通常食に加えて、備品の備蓄の時にご配慮いただければよりありがたいと思います。
会長	2 点ご意見いただいたと思います。いわば障害のある方々の理解をちゃんと発信していけるような仕組みはしっかりと取り組みを持ってやっていかなければならないということは大事だと思います。 もう一つは、計画のどこに入れるかというよりは、行政そのものに準備として必要であるとか、例えば、書き込めるのであれば福祉に配慮した避難所というところに非常食としてアレルギー食の対応も図っていききたいといったかたちでいいでしょうか。
委員	はい。お願いできればと思います。
会長	すごく問題になってきていますから、その辺もご検討いただければと思います。われわれが気付かない部分ですので、ご指摘いただいてありがとうございます。
委員	61 ページ、1. 災害に強い福祉のまちづくりのところに災害等による危険を想定した普段の訓練や備えが必要となります、ということで、先日、小学校区で 8 自治会が防災訓練をしました。その時は市役所と社会福祉協議会と地域包括支援センターから来ていただいて、自治会が 20 名単位で出て 160 名ぐらいで訓練をしました。その時に感じ

	たのは避難する時に車椅子の押し方を社会福祉協議会の人がちゃんと教えてくれたということと、それから段ボールでベッドを作るということを実際にさせてもらいました。トイレはできあがっていたのですが、段ボールのトイレを見ました。実際に私たちがこの手で車椅子を押す、乗るという体験をさせてもらって、車椅子を押すことが難しいことがよく分かりましたし、段差があるところは本当に押しにくいという体験をさせていただきました。 もう一つは小学校なので避難場所になっているんですね。それで備蓄はどこにあるかということを私は全く知らなかったのですが、備蓄の場所、倉庫に連れて行ってくれて、その中に千食は用意してあるということでした。実際、備蓄されている千食の中からちょっとだけいただいたのですが、そういった訓練をさせていただいたということは常日頃から実際に私たちが自分の手で、足でという訓練が本当に必要だなと思ったので、自分が感じたことですので報告させていただきます。
会長	日頃からの訓練が必要であるというご意見でした。
委員	障害のある方を知っていただくのはすごく大事なことであるということで東大阪市にも取り組みをしていただいているんですね。自立支援協議会が主になって車座ワークというのをさせてもらっています。障害のある方の話を聞いたり、こういうことが困っているとか、ここに困り事があるということと、それから東大阪市障害者キャンペーン実行委員会を立ち上げて、東大阪アリーナをお借りしてふれあいの集いをさせていただいています。そこには障害のある人たち、東大阪市の全部の事業所にお声掛けさせてもらって、そこで実行委員会を立ち上げて市民との一日のふれあいをさせていただいています。そこにはたくさん来ていただくのですが、車座ワークにしても、社協さんがやってくれている福祉講座にしても、本当にお集まりいただける市民の方がすごく少ないです。だからもっと自治会や民生委員さんや福祉委員会にもお声を掛けさせていただいているのですが、来ていただけるのが身内ばかりで、結局、分かっている人たちの集まりになってしまうので、もっとこの辺の広報をどうにかしてやっていかなければならないなと思っています。
会長	例えば、71 ページでいうと、地域における自主的な集いの場の促進というところにも車座ワークを書くことができるのかなと思います。いわゆる今、空きになっているところに各委員の方、ここにこういうのを入れたらどうだろうかというご提案も事務局のほうに事後で結構ですので、出していただいて、今は行政の方々の事業ということを中心にそれぞれの部署で書き出しているといわれていますので、そこに瓜生委員がおっしゃったような、こういうこともあるよという情報提供をして、公的なところだけでないような部分も書き込んでいくこともありかなと思いました。

委員	では皆さん、ご意見たくさんいただきましてありがとうございました。 今日は本当にいろんなかたちで細かいところまでそれぞれの立場からご意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。私が感じた部分では、皆さん方それぞれの立場での意見ということで私もよく分かるのですが、書面にして冊子にするということは、それぞれの立場の意見を網羅することがなかなか難しいと思うんですね。そういうことをすることによって、また派閥的なとか、いろいろなトラブルが起きかねない。役所という立場から、皆さんがそれぞれ助け合うと。ここにありますように自助、共助、公助というかたちで、一番先に自分を守るとのこと。それから周囲から共助してもらおうと。その後、市なり国なりというかたちになろうかと思っています。 物事には縦糸と横糸があるわけですが、皆さんそれぞれ縦糸であり横糸であるということですので、困っているなと思ったら助けてあげようと。手を差し伸べようと。また反対の立場になったら差し伸べてもらうような、自分から進んでものごとをお願いするとか、協力していただくということをするというのが私は大事なかなと思っています。 今日の意見の中でいろいろな立場からのご意見があったということ、本当に貴重なお話だと思います。この辺は市のほうがどのような解釈でされるか分かりませんが、その辺を含めて書面に出すと。書面に出してしまうと色々な問題が起こりますので、その辺私はご理解いただくほうがいいのかと。書いてあるから協力しない。書いてあるから協力するという意味ではないと思うんですね。やはり東大阪市に住んでいたら、皆さんがどんな時でも助け合うということが大事だと思います。 そういう意味で、いろんなかたちでつながりがあるということですので、東大阪が住みやすい、住んでよかったとか、住みたいまちだとなるようにできれば私は思っています。私の意見は以上です。
会長	皆さん、ご議論ありがとうございました。皆さんのご意見をできるだけ反映しながら、また事務局のほうで検討していきたいと思っています。 では、事務局に一旦お返ししたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	今後の流れについて説明。
会長	では今回、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
	(終了)